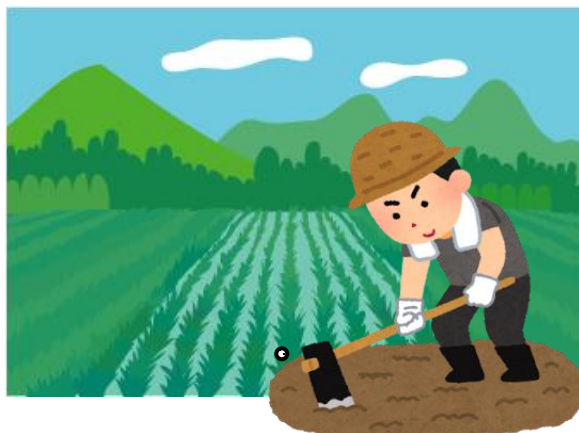


農業研修生総合保険のご案内

就農準備資金の受給対象者向け専用商品
就農準備支援資金(補正)の受給対象者向け専用商品

農業実習・研修中に「事故にあったとき」を補償します。
安心して研修ができるよう加入をお勧めします。



傷害保険

就農研修中の傷害保険

・・・普通傷害保険（研修中または24時間補償）

加入者が研修機関での就農研修実施中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたときに保険金をお支払いいたします。24時間補償の場合、研修中のケガの他、寄宿先等でのケガについても補償の対象となります。

※補償期間についてのご注意

毎月1日を補償開始日とします。

補償期間は1年までを最長とし、1か月単位での設定が可能です。1年を超える場合、更新の加入依頼書を再度提出していただきます。

賠償責任保険

就農研修中の賠償責任

・・・施設賠償責任保険（就農希望者の補償に関する特約）

加入者が、就農研修で使用する施設の所有・使用・管理に起因して、または施設の内外で行う就農研修に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損壊を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いいたします。

・・・生産物賠償責任保険（就農希望者の補償に関する特約）

加入者が、就農研修によって生産・販売された農産物等に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損壊を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いいたします。

補償内容と年間保険料

※1か月単位でのご加入も可能です。

※傷害保険と賠償責任保険はどちらも個別にご加入いただけます。

| 保険種類 | 傷害保険 | | | | 賠償責任保険 | |
|-------|--------------------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--|---------------------------|
| | 普通傷害保険 | | 普通傷害保険 | | 施設+生産物賠償責任保険 | |
| | （研修中のみ補償） ※研修先への往復途上も含まれます。 | | （24時間補償） | | （就農希望者の補償に関する特約） ※示談交渉サービスは付帯されていません。 | |
| パターン | A | B | A2 | B2 | C | D |
| 補償内容 | 死亡・後遺障害 1,000万円 | 死亡・後遺障害 500万円 | 死亡・後遺障害 1,000万円 | 死亡・後遺障害 500万円 | 支払限度額 5,000万円 | 支払限度額 5,000万円 |
| | 入院保険金日額 5,000円 | 入院保険金日額 3,000円 | 入院保険金日額 5,000円 | 入院保険金日額 3,000円 | 研修先農機具損壊 200万円限度 | 研修先農機具損壊 補償対象外 |
| | 通院保険金日額 3,000円 | 通院保険金日額 2,000円 | 通院保険金日額 3,000円 | 通院保険金日額 2,000円 | 免責金額 (自己負担額) 5,000円 | 免責金額 (自己負担額) 5,000円 |
| 年間保険料 | 23,280円 | 13,440円 | 42,860円 | 24,750円 | 10,000円 | 6,310円 |

※この保険契約は、就農準備資金等の実施主体である（一社）全国農業会議所を保険契約者とする包括契約です。

一般社団法人全国農業会議所

【傷害保険】お支払いする保険金の種類

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金 |
|---------|--|---|
| 死亡保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 | 死亡・後遺障害保険金額の全額 ※すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。 |
| 後遺障害保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 | 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 |
| 入院保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 | 入院保険金日額×入院日数 （注1）事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 （注2）入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。 |
| 手術保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において所定の手術を受けた場合 | ①入院中に受けた手術の場合… 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合… 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 |
| 通院保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 | 通院保険金日額×通院日数（90日限度） （注1）通院保険金が支払われるべき期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 （注2）通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 ^(※3) を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 ^(※4) を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。 |

（※1）急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予測できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

（※2）ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（※3）所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3第関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

（※4）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

<想定事故例>

- 作業中に圃場内で転んで、足を骨折した。
- 農業機械を運転中に操作ミスにより指をはさみ切断した。
- 自宅から研修中に向かう途中、自動車事故で死亡した。

【賠償責任保険】お支払いする保険金の種類

| 保険金の種類 | お支払いする保険金の内容 |
|------------|--|
| 損害賠償金 | 被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額 |
| 損害防止費用 | 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用 |
| 応急手当等費用 | 応急手当、護送、その他の緊急処置に要した費用 |
| 争訟費用 | 訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用（弁護士報酬等を含みます。） |
| 保険会社への協力費用 | 保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用 |
| 示談交渉費用 | 被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 |

<想定事故例>

- 農作業研修中、草刈機によって小石が跳ね、通行人にケガをさせてしまった。
- 農作業研修中、農機具の使用を誤り、研修先農家の所有する農機具を損壊してしまった。
- 農作業中の畑の中で、農耕用トラクターの操作を誤って農場見学者にケガをさせてしまった。

保険金をお支払いできない主な場合

<普通傷害保険>

- 被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
 - けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
 - 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
 - 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
 - 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
 - 戦争、内乱、暴動等によるケガ（テロを除きます。）
 - ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ポプスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
 - 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、試運転等を行っている間のケガ
 - 医学的他覚所見のない症状（たとえばむちうち症や腰痛）
- ※「研修中のみ補償」の場合、農業研修中のみを対象となるため、寄宿舍等での宿泊中のケガは補償対象外です。

など

<賠償責任保険>

- 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間の特別な約定により加重された賠償責任
- 被保険者と同居の親族に対する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- 農耕作業用小型特殊自動車の公道等の走行や農業以外の目的での使用に起因する賠償責任
- 農産物自体に対する賠償責任
- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した生産物に起因する賠償責任
- 日本国外で発生した事故に起因する賠償責任
- 農産物の回収措置に要した費用損害
- 農産物が成分・原材料等として使用されている財物自体の損害
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任

など

<加入申込み手続き>

加入タイプを定め、「農業研修生総合保険 加入依頼書」に必要事項を記載し、ご希望の補償開始月の前月25日までに（一社）全国農業会議所農業研修生総合保険係宛にメールまたは郵送にて送付してください。また合計保険料を補償開始月の当月末日までに下記口座へお振込みください。

●補償期間 毎月1日始期～1か月単位（最長1年まで） ※研修期間に合わせて設定してください。

●加入依頼書送付期日 補償開始日 前月25日締切

●保険料送金期日 補償開始日 当月末日締切

（例）5月1日補償開始をご希望の場合、4月25日までに加入依頼書をご送付し、5月末日までにご送金ください。

●保険料送金先

※ご希望の補償開始日当月末日までに保険料の入金が確認できない場合は保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

| | |
|------|------------------------|
| 銀行名 | みずほ銀行（0001） |
| 支店名 | 銀座支店（035） |
| 口座科目 | 普通預金 |
| 口座番号 | 2898694 |
| 口座名義 | 一般社団法人全国農業会議所 給付金 保険料口 |

ご相談・お問い合わせは...

【保険契約者】
一般社団法人全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル内
電話03-6265-6016

【取扱代理店】
株式会社 農林水産広報センター
〒102-0084
東京都千代田区麹町4-5 KSビル4F
電話03-6380-8955
FAX03-3239-7344

【引受保険会社】
共栄火災海上保険株式会社
農林水産部 営業第一課
〒105-8604
東京都港区新橋1-18-6
電話03-3504-2337
FAX03-3595-3981

記載例

農業研修生総合保険(普通傷害保険・賠償責任保険)加入依頼書

1. 下記についてご記入ください。

| | | | |
|-----------------|--|------------------------------------|--|
| 加入区分 | <input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 更新 | 生年月日 | 昭(平) 2年 4月 1日 |
| 加入者名 (被保険者名) | ワカナ キョウエイ タロウ 共 栄 太 郎 | | 性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 |
| 所在地(住所) | 〒 105-8604 東京都 港区 新橋 1丁目 18番 6号 | | |
| 連絡先 | TEL(携帯):090-000-000 TEL:03-3504-2337 FAX:03-3595-3981 メールアドレス: aaaaaaaaaa@bbb.co.jp | | |
| 研修種類 | <input checked="" type="radio"/> 就農準備資金 | <input type="radio"/> 就農準備支援資金(補正) | |
| 研修先(住所、法人・農家名) | 〒 102-0084 東京都 千代田区 二番町 5-6 | | 法人・農家名 (有)共栄農園 |
| 連絡先 | TEL: 03-6265-6016 FAX: 03-3595-3982 | | |
| 研修期間 | 2025年 5月 1日 ~ 2027年 5月 1日 (2年0か月) | | |

※申請中の方は、承認申請中の研修計画の写し(承認申請時の添付書類は不要)を添付してください。

2. ご希望の補償期間

| |
|--------------------------------------|
| 2025年 5月 1日 ~ 2026年 5月 1日 (12 か月まで) |
|--------------------------------------|

※補償期間は12か月(1年間)までとなります。

3. ご希望の加入タイプに○をし、合計保険料を記入してください。

| 補償期間 | 普通傷害保険料 (単位:円) | | | | 賠償責任保険料 (単位:円) | |
|--------|----------------|--------|--------|--------|----------------|-------|
| | 研修中のみ補償 | | 24時間補償 | | C | D |
| | A | B | A2 | B2 | | |
| 1か月まで | 5,840 | 3,370 | 10,720 | 6,190 | 840 | 530 |
| 2か月まで | 8,160 | 4,710 | 14,940 | 8,630 | 1,670 | 1,050 |
| 3か月まで | 10,480 | 6,050 | 19,310 | 11,150 | 2,500 | 1,580 |
| 4か月まで | 12,800 | 7,390 | 23,550 | 13,600 | 3,330 | 2,100 |
| 5か月まで | 15,120 | 8,730 | 27,920 | 16,120 | 4,170 | 2,630 |
| 6か月まで | 17,440 | 10,070 | 32,140 | 18,560 | 5,010 | 3,160 |
| 7か月まで | 19,760 | 11,410 | 36,380 | 21,010 | 5,830 | 3,680 |
| 8か月まで | 22,080 | 12,750 | 40,750 | 23,530 | 6,670 | 4,210 |
| 9か月まで | 24,400 | 14,090 | 45,130 | 26,050 | 7,500 | 4,730 |
| 10か月まで | 26,720 | 15,430 | 49,510 | 28,570 | 8,340 | 5,260 |
| 11か月まで | 29,040 | 16,770 | 53,890 | 31,090 | 9,160 | 5,780 |
| 12か月まで | 31,360 | 18,110 | 58,270 | 33,610 | 10,000 | 6,310 |

| | | | | |
|----------------|---|---------------|---|----------------|
| 傷害 13,440 円 | + | 賠償 6,310 円 | = | 合計 19,750 円 |
|----------------|---|---------------|---|----------------|

4. その他ご記入ください。

| | | | |
|----------------------------------|--|-----|------|
| ★他の保険契約(賠償) ※ありの場合下記に詳細をご記入願います。 | <input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし | | |
| 会社名 | 保険種類 | 満期日 | 保険金額 |

※ この加入依頼書に★印が付された項目は「告知事項」です。この項目の記載内容に誤りがある場合は、保険金のお支払いができないことや保険契約を解除させていただくことがありますので正しくご記入ください。

◆加入依頼書は、下記までメールまたは郵送にてご送付ください。

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル内
一社)全国農業会議所 農業研修生総合保険係 宛

TEL 03-6265-6016 E-mail kyufukin@nca.or.jp

◆合計保険料を補償開始日当月末日までに下記へお振り込みください。

※大変恐れ入りますが振込手数料はご自身でご負担いただきますようお願い申し上げます。

| |
|--|
| 保険料振込先 銀行名:みずほ銀行(0001) 支店名:銀座支店(035) 口座名:普通預金 口座番号:2898694 口座名義:一社)全国農業会議所給付金保険料口 |
|--|

| |
|--|
| 農業研修生総合保険加入証兼保険料領収証 本保険制度に加入したことを証明いたします。 保険料 ¥ 正に領収いたしました。 証券番号 傷害: 賠償: 年 月 日 保険契約者 一社)全国農業会議所 会長 國井正幸 印 |
|--|

(一社)全国農業会議所 「農業研修生総合保険」 Q & A

I. 申込み手続きについて

Q 1. 申込み手続きは、どのようにすればよいですか？

A 1. パンフレット P3<加入申込み手続き>欄を参照

加入コースを定め、「農業研修生総合保険(普通傷害保険・賠償責任保険)加入依頼書」に必要事項を記載し、ご希望の補償開始月の前月 25 日までに(一社)全国農業会議所農業研修生総合保険係宛にメールまたは郵送にて送付してください。

また、合計保険料を補償開始月の当月末日までに銀行指定口座へお振り込みください。振込手数料はご加入者負担です。

<ご注意>

ご加入されるタイプ（傷害保険：A・B・A2・B2のいずれか、賠償責任保険：C・Dのいずれか）と補償期間（最長1年間※）に応じて加入依頼書に記載された保険料を記入してください。

※1年を超える場合は、再度更新の加入依頼書を提出いただく必要があります。新規・更新のいずれかに○をお願いします。

* 傷害保険と賠償責任保険はどちらも個別にご加入いただけます。

例) 賠償責任保険のみのご加入も可能です。

Q 2. 「加入依頼書」を書き損じた場合、改めて書き直しが必要ですか？

A 2. 書き直しは不要です。二重線で消して、正しい内容をご記入ください。

Q 3. 補償はいつから開始されるのですか？

A 3. 「加入依頼書」をご希望の補償開始月の前月 25 日までに(一社)全国農業会議所農業研修生総合保険係宛にメールまたは郵送いただき、かつ合計保険料を補償開始月の当月末日までに銀行指定口座へお振り込みいただくことにより当月 1 日 16 時から補償されます。

Q 4. パンフレットにあるタイプ以外の加入はできますか？

A 4. 申し訳ありませんが、パンフレットに記載のタイプ以外のご加入はできません。

Q 5. 加入者証は、いつ頃届くのでしょうか？

A 5. 加入手続きをされた翌々月中旬頃までに加入者宛てに郵送いたします。加入者証がお手元に届くまでは、「加入依頼書」のコピーなどの保管をお願い致します。

※研修計画の申請にあたり、急ぎで加入者証が必要な場合は、加入者証の代用書類を発行することができます。

加入者証の代用書類を希望する場合、加入依頼書を提出し、かつ、保険料を振り込んだ後に、メールにて(一社)全国農業会議所農業研修生総合保険係宛に連絡してください。

対象者の加入依頼書及び保険料の振込を確認した後に、メールにて加入者証の代用書類(PDFデータ)を送付いたします。

Q 6. 農業研修を途中でやめた場合等、保険を解約したいときはどうしたらよいですか？

A 6. 解約の手続きをしていただくこととなりますので取扱代理店へご連絡ください。

解約手続きとともに規定の解約返れい保険料を原則団体(一社)全国農業会議所からご指定の口座へお振り込み致します。

*補足

解約の際には保険料の返れいが発生する可能性があります。返れい時の口座をご指定ください。

Q 7. 研修計画の承認を申請中の場合、保険に加入できますか？

A 7. 申請中の場合でもご加入できます。加入依頼書と合わせて、承認申請中の研修計画の写し(承認申請時の添付書類は不要)を提出してください。

また、研修計画が承認された場合は、承認通知の写しを提出してください。

なお、承認が得られなかった場合は、ご契約を解約させていただきますので、承認を得られなかった場合は、その旨を速やかに(一社)全国農業会議所農業研修生総合保険係に連絡してください。

Q 8. 研修計画の承認を申請中の事故も補償の対象になりますか？

A 8. 申請中の場合でも対象になります。ただし、承認が得られなかった場合はご契約を解約させていただき、以後は補償の対象とはなりません。

承認が得られなかった場合は、その旨を速やかに(一社)全国農業会議所農業研修生総合保険係に連絡してください。

また、同時に解約の手続きをしていただくこととなります。

*補足

解約の際には保険料の返れいが発生する可能性があります。返れい時の口座をご指定ください。

Q 9. 住所や研修先が変わった場合も補償の対象になりますか？

A 9. 住所や研修先が変更になった場合も補償対象とするためには、その旨を速やかに(一社)全国農業会議所農業研修生総合保険係に連絡してください。ご連絡がなかった場合、補償されることがあります。

II. 補償内容について

1. 傷害「ケガ」補償について

国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを補償します。補償される種類は、①就農研修中のみ補償と②24時間補償があります。就農研修中のみ補償する場合、研修先への往復途上も含まれます。

「ケガ」を伴わない死亡も、「急激・偶然・外来の事故」に起因するものであれば、補償の対象となります。例えば、「高所からの墜落による即死」「煙・ガス等によって空気が遮断されて死亡する窒息死」などは補償の対象となります。また、有毒ガスや有毒物質による急性中毒も対象となります。

Q 1. 病気による入通院も、補償の対象になりますか？

A 1. この制度では、急激かつ偶然な外来な事故によるケガが原因によるものの補償となっておりますので、病気による入通院は、対象外となります。

Q 2. 就農研修中のケガだけでなく、プライベート中のケガも補償されますか？

A 2. 研修中のみ補償タイプ（Aタイプ・Bタイプ）の場合は、研修中のみ（往復途上を含みます）の補償ですので、対象となりません。

24時間補償タイプ（A2タイプ・B2タイプ）の場合は、プライベート中のケガも補償の対象となります。

Q 3. 自動車やバイクで研修先へ向かう際の事故も補償の対象になりますか？

A 3. 往復途上であれば自動車・バイク運転中のケガは、補償の対象となります。ただし、無資格運転や酒気帯び運転中の事故は対象となりません。

Q 4. 地震や津波・放射能汚染によるケガも対象となりますか？

A 4. 対象となりません。

Q 5. 腰痛・関節症等のケガは、補償の対象となりますか？

A 5. 急激・偶然・外来の事故によるケガであれば、対象となります。

Q 6. 研修中に熱中症となった場合、補償の対象となりますか？

A 6. 対象となりません。

2. 賠償責任の補償について

就農研修中の賠償責任（施設賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

●施設賠償責任保険

加入者が、就農研修で使用する施設の所有・使用・管理に起因して、または施設の内外で行う就農研修に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いいたします。

●生産物賠償責任保険

加入者が、就農研修によって生産・販売された農産物等に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いいたします。

Q 1. 研修先の農機具を壊してしまった場合、補償の対象となりますか？

A 1. Cタイプにご加入であれば、補償の対象となります。

ただし、自己負担額が5,000円なので、賠償金額が5,000円以下の場合は、保険金が支払われません。また、保険金の支払限度額は200万円です。

Q 2. 農機具を使用中、誤って通行人にケガをさせた場合、補償の対象となりますか？

A 2. 賠償責任保険C・Dいずれのタイプにご加入でも補償の対象となります。

Q 3. 指導を受けて農薬を散布したが、農薬の希釈を誤ったことに気づかず散布し、収穫した農作物を購入消費した消費者が食中毒で入院してしまった場合、補償の対象となりますか？

A 3. 賠償責任保険C・Dいずれのタイプにご加入でも補償の対象となります。

Q 4. 公道を農耕作業用小型特殊自動車で行く中にハンドル操作を誤り、農耕作業用小型特殊自動車を損壊した場合、補償の対象となりますか？

A 4. 公道を走行中の事故は補償の対象外です。

重要事項説明書（農業研修生総合保険）

- この書面では、農業研修生総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「農業研修生総合保険のご案内」（以下、「パンフレット」といいます。）をご参照ください。なお、主な約款は共栄火災ホームページ（<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>）に掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります）。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 農業研修生総合保険の仕組み

この保険は一般社団法人全国農業会議所を保険契約者とし、農業研修生を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。

(2) 商品の仕組み **契約概要**

この保険は、被保険者が、農業研修中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたときに保険金をお支払いします。また、農業研修に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

(4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 主な特約・補償の概要 **契約概要**

この保険でセットできる特約はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

(6) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

賠償責任保険のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

(7) 保険金額の設定等 **契約概要**

- ① 普通傷害保険の保険金額の設定にあたっては、次の a. ～ c. にご注意ください。
 - a. お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。
 - b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
 - c. 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。
- ② 普通傷害保険では、被保険者本人の年齢によってご加入をお断りさせていただく場合や保険金額などの補償範囲を制限させていただく場合があります。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

毎月1日を補償開始日とします。保険期間は1年を最長とし、1か月単位での設定が可能です。1年を超える場合は更新の加入依頼書を再度提出していただきます。補償期間は保険期間の初日（補償開始日）の午後4時より保険期間終了日の午後4時までとなります。

(9) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

(10) 保険料の払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

(11) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

○同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後におけるご確認事項

解約時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

農業研修を途中でやめた場合等、保険を解約する場合は（一社）全国農業会議所農業研修生総合保険係までご連絡ください。

■ご注意ください事項

○解約に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。

○お申し出の時期により、保険期間のうち未経過の期間がないことから返れい金がない場合があります。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

【取扱代理店】

株式会社 農林水産広報センター 電話 03-6380-8955

【引受保険会社】

共栄火災海上保険株式会社

農林水産部 営業第一課 電話 03-3504-2337

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077 [通話料無料]

■指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤルー通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。

重要事項説明書（団体契約用）

ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。

- 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
- 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
- 保険金額（契約タイプ） 保険期間 保険料・払込方法 被保険者の範囲

2. 加入依頼書に記載された被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」「職業職種」等に誤りがないかご確認ください。

3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

お申込みいただいた後は...

●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

| 保険金の種類 | | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--------|------------|---|---|--|
| 傷害 | 死亡保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 | 死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。 | <ul style="list-style-type: none"> 被保険者（保険の補償を受けられる方）または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ 戦争、内乱、暴動などによるケガ（テロを除く） ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、リュージュ、ポプスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合は除きます。）、ハンングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ 自動車、オートバイ、モーターボートなどによる競技等を行っている間のケガ むちうち症、腰痛、その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <p>*医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> |
| | 後遺障害保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 | 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間（保険のご契約期間）を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 | |
| | 入院保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 | 入院保険金日額×入院日数<180日限度> (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。 | |
| | 手術保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において手術 ^(※3) を受けられた場合 | ①入院中に受けた手術の場合 …入院保険日額×10 ②上記①以外の手術の場合 …入院保険日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 | |
| | 通院保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 | 通院保険金日額×通院日数<90日限度> (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 ^(※4) を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 ^(※5) を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。 | |
| 賠償責任 | 施設賠償責任保険金 | 被保険者が、就農研修で使用する施設の所有・使用・管理に起因して、または施設の内外で行う就農研修に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損壊を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ※施設とは被保険者が就農研修において使用または管理する田、畑、採草放牧地等の農地をいいます。 | 以下のような事由により発生した身体障害もしくは財物損壊に起因する損害賠償金、争訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 ・農地の使用または管理に起因する事故 ・就農研修に起因する事故 ・農耕作業用小型特殊自動車の使用または管理に起因する事故（公道等走行時を除く） ・仕事の遂行に用いる動物の使用または管理に起因する事故 ・重油等の使用または管理に起因する事故 ・借用農耕機具の損壊事故（※Cパターンのみ） | <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の故意によって生じた賠償責任 被保険者と他人との間に特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 被保険者と同居の親族に対する賠償責任 戦争、変乱、暴動などによる賠償責任 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任 サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任 <p><施設賠償責任保険金></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任 給排水管、暖房装置等からの蒸気、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する賠償責任 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因する賠償責任 廃棄したものに起因する事故 <p><生産物賠償責任保険金></p> <ul style="list-style-type: none"> 生産物自体に対する賠償責任 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した生産物に起因する賠償責任 日本国外で発生した事故に起因する賠償責任 生産物の回収措置に要した費用損害 生産物が成分・原材料等として使用されている財物自体の損害 生産物が意図した効能・性能を發揮できなかったことによる事故に起因する損害 |
| | 生産物賠償責任保険金 | 被保険者が、就農研修によって生産・販売された農産物等に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損壊を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合 | 以下のような事由により発生した損害賠償金、争訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 ・加工もしくは販売した農産物が消費者に引き渡されたあとに発生した身体障害もしくは財物損壊に起因する賠償責任 | |

(※1)急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例> 日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずすれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

(※2)ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(※3)対象となる手術は以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外となる手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(※4)所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款記載の部位をいいます。

(※5)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。